

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

① 氏名						
② 住所		〒				
③ 就職先の事業所	名称			事業所番号	— —	
	所在地	〒 (電話番号)				
④ 1週間の所定労働時間	時間 分	⑤ 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)		万 千円		
⑥ 雇用期間中の賃金支払状況						
1 賃金支払対象期間		2 1の基礎日数	3 賃金額			4 備考
			(A)	(B)	計	
月 日 ~ 月 日						
月 日 ~ 月 日						
月 日 ~ 月 日						
月 日 ~ 月 日						
月 日 ~ 月 日						
月 日 ~ 月 日						
月 日 ~ 月 日						
就職年月日 ~ 月 日						
⑦ 上記の記載事実には誤りがないことを証明する。						
年 月 日		事業主氏名			Ⓜ	
(法人のときは名称及び代表者氏名)						
⑧ 失業者の退職手当の支給について失業者の退職手当支給要綱第16条の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。						
年 月 日		申請者氏名				
様						
備考						

事業主の証明

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6か月に至った日の翌日から起算して2か月以内に、原則として、大阪市水道局長に提出すること。
- 2 この申請書は、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては①欄から②欄まで及び⑧欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては③欄から⑦欄までをそれぞれ記載すること。ただし、①欄から②欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、就業促進定着手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 事業主の記載について
 - (1) ④欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。
 - (2) ⑤欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
 - (3) ⑥欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - (4) ⑦欄において、③欄から⑥欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

※記載欄